

労働組合の発展

外債取手

八日 答 本問 答 甲の

一 職員整理については考慮し居らず。

二 事業の分離については考慮中のものなし

三 賃金引下を行ふ意思なし、時間延長については目下考慮し居らず。

四 三聖賃金の整理及八時間労働制については従来研究中なるも急速に実行し難し。

五 賞典金の倍額支給は會社現在の経済状態に於ては実行困難なるも欠勤による賞典金減額の方

扱については相当考慮すべし。

七 退職手当の倍額支給は會社現在の経済状態に於ては実行困難なるも雇員退職手当の限度について

考慮すべし。

八 業務上の傷病者に対しては工場法の適用を受くる者は勿論其他の者についても同法の定むる標準以上の待遇

をなすを以てそれ以上の要求に應じ難し。

九 危険作業に対しては會社は現在既に相当の手当を支給しつつあるれども其適用範囲の拡張については

なり。

十 健康保険の改善については同組合會議の決議を以て理事に一任せられ目下研究中なり。

十一 雇員にして所定の初任給に達せざる者の給料改訂は七月二十日付を以て実施すべし。給仕の初任給を

率に二割に増額することは今遽かに実施し難し。

十二 下級社員の特遇改善については従来事情の許す限り実行し来れる処なるが将来に於ても尚十分考

すべし。

十三 雇員又は雇員に昇格したる者の退職手当支給の取扱方については目下研究中なり。

十四 雇員毎月の休日(有給)は前月中に労働したる日と拘りず二日とする見込みなり。

十五 業務電所の深夜勤務又は非常工事に服する者に対する手当は今遽かに増額し難しも将来高考慮す

べき人員の充実に必要に應じ常に補充しつつあり。

十六 会社合併により引継ぎたる従業員の待遇は被合併会社の給與を基準として定めたるものにて差別待

と認めず。

十七 被服の改善については将来に於ても出未得る限りその方法を講ずべし。

十八 宿直料及夜詰料については既に相当の成案あり近日実施すべし。

十九 兵事及忌引による欠勤の場合に現在の取扱以上更に皆勤賞を支給することは遠かに実行し難し

二十 当分現状の俸

二十一 娯樂修養に關する設備については相当考慮すべし。

二十二 当会社に於ける女子従業員の勤務日等の性質上特に要求の如き休暇を設くる必要を認めず。

二十三 運動会は従來の通り休日に挙行する豫定なり。